

国立大学法人京都大学教員就業特例規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教員就業特例規則 (平成16年達示第71号)</p>	
<p>(前 略) (採用及び昇任の方法)</p> <p>第3条 教員の採用及び昇任は、選考による。</p> <p>2 教員の採用及び昇任のための選考基準は、教育研究評議会の議に基づき、総長が定める。</p> <p>3 教員の採用及び昇任のための選考は、前項の選考基準により教授会等の議に基づき、総長が行う。</p> <p>4 前項の選考について教授会等が審議する場合において、その教授会等が置かれる組織の長(以下「組織の長」という。)は、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会等に対して意見を述べることができる。</p>	<p>(採用及び昇任の方法)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 教員の採用及び昇任のための選考基準は、教育研究評議会の議を踏まえて、総長が定める。</p> <p>3 教員の採用及び昇任のための選考は、前項の選考基準により教授会等の議を踏まえて、総長が行う。</p> <p>4 (同 左)</p>
<p>(中 略) (降任及び解雇)</p> <p>第5条 教員は、<u>教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ</u>、その意に反して降任又は解雇されることはない。</p> <p>2 教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。</p> <p>3 教育研究評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後5日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。</p> <p>4 教育研究評議会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴する。</p> <p>5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。</p>	<p>(降任及び解雇)</p> <p>第5条 教員は、<u>教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ</u>、その意に反して降任又は解雇されることはない。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>(配置換及び出向)</p> <p>第6条 教員は、<u>教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ</u>、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。</p> <p>2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。</p>	<p>(配置換及び出向)</p> <p>第6条 教員は、<u>教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ</u>、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>(懲戒)</p> <p>第9条 教員は、<u>教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ</u>、懲戒処分を受けることはない。</p> <p>2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第9条 教員は、<u>教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ</u>、懲戒処分を受けることはない。</p> <p>2 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>審査の場合に準用する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所属長が所属する教員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたと認める場合に、当該教員から退職の申し出があったときの当該教員に係る懲戒審査については、国立大学法人京都大学教職員懲戒規程（平成16年達示第86号）第14条の2の規定による。（勤務成績の評定）</p> <p>第10条 教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、<u>教育研究評議会の議により</u>総長が定める基準に基づき、<u>教授会等の議により</u>、その組織の長が行う。</p> <p>（後略）</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員退職規程 （平成16年達示第77号）</p> <p>（前略） （病気休職）</p> <p>第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職及びその期間の決定は、教員にあっては教育研究評議会、その他の職員にあっては人事審査委員会（以下「評議会又は委員会」という。）の<u>議に基づき</u>総長が行う。ただし、当該教職員から同意書の提出があった場合は、教員にあっては教授会又はこれに代わる会議の<u>議に基づき</u>、その他の職員にあっては人事審査委員会の議を経ることなく、総長が行う。</p> <p>2～3 （略） （起訴休職）</p> <p>第3条 就業規則第15条第1項第2号による休職は、<u>評議会又は委員会の議に基づき</u>総長が行う。この場合において、それぞれの教職員の職務遂行、職場の秩序維持等を総合勘案し、事案ごとに判断するものとする。</p> <p>（研究休職）</p> <p>第4条 就業規則第15条第1項第3号による休職は、教授会又はこれに代わる会議の<u>議に基づき</u>総長が行う。ただし、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は該当しない。</p> <p>2 （略） （専従休職及びその他大学が必要と認める休職）</p> <p>第5条 就業規則第15条第1項第4号及び第5号による休職は、<u>評議会又は委員会の議に基づき</u>総長が行う。</p> <p>（後略）</p>	<p>3 （同左）</p> <p>（勤務成績の評定）</p> <p>第10条 教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、<u>教育研究評議会の議を踏まえて</u>総長が定める基準に基づき、<u>教授会等の議を踏まえて</u>、その組織の長が行う。</p> <p>（病気休職）</p> <p>第2条 就業規則第15条第1項第1号による休職及びその期間の決定は、教員にあっては教育研究評議会、その他の職員にあっては人事審査委員会（以下「評議会又は委員会」という。）の<u>議を踏まえて</u>総長が行う。ただし、当該教職員から同意書の提出があった場合は、教員にあっては教授会又はこれに代わる会議の<u>議を踏まえて</u>、その他の職員にあっては人事審査委員会の議を経ることなく、総長が行う。</p> <p>2～3 （同左） （起訴休職）</p> <p>第3条 就業規則第15条第1項第2号による休職は、<u>評議会又は委員会の議を踏まえて</u>総長が行う。この場合において、それぞれの教職員の職務遂行、職場の秩序維持等を総合勘案し、事案ごとに判断するものとする。</p> <p>（研究休職）</p> <p>第4条 就業規則第15条第1項第3号による休職は、教授会又はこれに代わる会議の<u>議を踏まえて</u>総長が行う。ただし、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は該当しない。</p> <p>2 （同左） （専従休職及びその他大学が必要と認める休職）</p> <p>第5条 就業規則第15条第1項第4号及び第5号による休職は、<u>評議会又は委員会の議を踏まえて</u>総長が行う。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員懲戒規程 (平成16年達示第86号)</p> <p>(前略) (懲戒の原則)</p> <p>第2条 懲戒処分は、総長が行う。</p> <p>2 教員の懲戒処分は教育研究評議会(以下「評議会」という。)の、その他の職員の懲戒処分は人事審査委員会の審査の結果によるものでなければならない。</p> <p>3 懲戒処分は、同一の規律違反行為に対して、重ねて行うことはできない。</p> <p>(中略) (退職の申出があった場合の手続)</p> <p>第14条の2 第4条第1項に規定する懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じた教職員から退職の申出があったときは、懲戒審査特別委員会の審査の結果に基づき教員の懲戒処分を行う等、当該教職員に係る審査期間を短縮することができる。この場合における審査の手続については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用し、第12条の規定は、適用しない。</p> <p>(表省略)</p> <p>2 総長は、前項の手続により懲戒処分を行ったときは、評議会に報告する。</p> <p>(後略)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員懲戒規程 (平成16年達示第86号)</p> <p>(懲戒の原則)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 教員の懲戒処分は教育研究評議会(以下「評議会」という。)の、その他の職員の懲戒処分は人事審査委員会の審査の結果を踏まえなければならない。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(退職の申出があった場合の手続)</p> <p>第14条の2 第4条第1項に規定する懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じた教職員から退職の申出があったときは、懲戒審査特別委員会の審査の結果を踏まえて教員の懲戒処分を行う等、当該教職員に係る審査期間を短縮することができる。この場合における審査の手続については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用し、第12条の規定は、適用しない。</p> <p>2 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年達示第89号)</p> <p>(前略) (支給制限等に係る額の決定)</p> <p>第18条 第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに前条第1項から第3項までの規定による支給制限等に係る額の決定は、教員にあっては教育研究評議会、その他の職員にあっては人事審査委員会の議に基づき総長が行う。</p> <p>(後略)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年達示第89号)</p> <p>(支給制限等に係る額の決定)</p> <p>第18条 第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに前条第1項から第3項までの規定による支給制限等に係る額の決定は、教員にあっては教育研究評議会、その他の職員にあっては人事審査委員会の議を踏まえて総長が行う。</p>

改 正 前	改 正 後
<p data-bbox="220 286 767 353">京都大学客員教授及び客員准教授等に関する 規程</p> <p data-bbox="432 365 767 398">(昭和47年達示第11号)</p> <p data-bbox="172 443 288 477">(前略)</p> <p data-bbox="172 483 264 517">(選考)</p> <p data-bbox="137 524 767 629">第4条 客員教授及び客員准教授の選考は、当該部 局の教授会又はこれに代わる会議の議に基づき、 総長が行う。</p> <p data-bbox="172 636 288 669">(後略)</p>	<p data-bbox="847 483 940 517">(選考)</p> <p data-bbox="812 524 1445 629">第4条 客員教授及び客員准教授の選考は、当該部 局の教授会又はこれに代わる会議の議を踏まえ て、総長が行う。</p> <p data-bbox="892 674 975 707">附 則</p> <p data-bbox="839 714 1425 748">この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>